四半期報告書

(第19期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社オールアバウト

東京都渋谷区東一丁目26番20号

表 紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) ライツプランの内容	12
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	13
2 株価の推移	13
3 役員の状況	13
第 5 経理の状況	14
1 四半期財務諸表	
(1) 四半期貸借対照表	15
(2) 四半期損益計算書	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	27
第二部 提出会社の保証会社等の情報	28

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第19期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社オールアバウト

【英訳名】 All About, Inc.

【電話番号】 03 (6362) 1300 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部ジェネラルマネジャー 鈴木 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区東一丁目26番20号

【電話番号】 03 (6362) 1300 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部ジェネラルマネジャー 鈴木 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	前第3四半期 累計期間	当第3四半期 累計期間	前第3四半期 会計期間	当第3四半期 会計期間	前事業年度
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	2, 684, 797	2, 487, 011	948, 432	844, 962	3, 607, 862
経常利益 (千円)	177, 118	136, 016	170, 291	43, 920	215, 737
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 (△)(千円)	△13, 251	211, 840	163, 595	126, 352	20, 213
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	_	_	_	_	-
資本金(千円)	_	_	1, 169, 625	1, 169, 675	1, 169, 625
発行済株式総数 (株)	_	_	134, 273	134, 277	134, 273
純資産額(千円)	_	_	3, 074, 039	3, 322, 845	3, 107, 504
総資産額(千円)	_	_	3, 477, 584	3, 676, 244	3, 629, 932
1株当たり純資産額(円)	_	_	22, 917. 00	24, 745. 75	23, 166. 47
1株当たり四半期(当期)純利益又は四 半期純損失金額(△)(円)	△98. 79	1, 579. 24	1, 219. 61	941. 93	150. 69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	_	1, 579. 02	1, 219. 54	_	150. 67
1株当たり配当額(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率(%)	_	_	88. 4	90. 3	85. 6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△34, 217	130, 930	_	_	119, 075
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△161, 126	△108, 860	_	_	△80, 117
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	_	100	_	_	_
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (千円)	_	_	2, 540, 618	2, 797, 090	2, 774, 920
従業員数 (人)			183	175	177

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3. 前第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
 - 4. 当第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株あたり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)		175	(17)

(注)従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

- 1 【生産、受注及び販売の状況】
 - (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 金額(千円)	前年同四半期比(%)
広告ビジネス	775, 671	_
専門家ビジネス	69, 290	-
合計	844, 962	_

(注) 1. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先		期会計期間 1年10月1日 1年12月31日)		期会計期間 2年10月1日 2年12月31日)		
	金額(千円) 割合(%)		金額 (千円)	割合 (%)		
ヤフー株式会社	117, 939	12. 4	79, 909	9. 5		
株式会社サイバー・コミュニ ケーションズ	108, 370 11. 4		115, 140	13. 6		

^{2.} 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した 事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国の経済は、株価の緩やかな上昇もあり、一部経済指標では景気が持ち直しているといった発表があったものの、急激な為替相場の変動や海外経済の下振れ懸念により不安定な状況が続いており、失業率が高水準にある等、依然として厳しい状況が続きました。

当社の主力事業領域となる広告ビジネスにおきましては、先行きの不透明感を受け、企業からの広告出稿の手控えが続きました。このような環境下で当社は、運営するインターネット総合情報サイト「All About」の改変によるメディアの利用価値及び集客力の強化に取り組むと共に、新たな収益力強化のために新規サービスの開発、及び新規事業の検討等を進めてまいりました。

この結果、当第3四半期会計期間の売上高は、844百万円(対前年同期比10.9%減)、営業利益は43百万円(対前年同期比74.7%減)、経常利益は43百万円(対前年同期比74.2%減)となりました。また、清算手続き中であった子会社の清算結了に伴い子会社清算益を88百万円計上したこと等により、四半期純利益は126百万円(前年同期比22.8%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(広告ビジネス)

当社の主力事業であります広告ビジネスは、「インターネット広告事業」及び「金融情報誌事業」から構成されており、広告主からの広告出稿により収益を獲得しているビジネスであります。

当第3四半期会計期間における広告ビジネスは、ソーシャルメディアとの連携強化、広告主の業種・領域ごとの 戦略的営業推進、広告代理店との営業連携強化を続けてきましたが、広告主からの広告出稿の手控えが続く厳しい 状況となりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における広告ビジネスの売上高は775百万円、セグメント利益は237百万円となりました。

(専門家ビジネス)

専門家ビジネスは、オンラインショッピングサイトの運営、及び様々な専門家と一般消費者を結びつける場を創出する専門家マッチングサービス「All Aboutプロファイル」から構成されており、当社がネットワークしている専門家を通じて収益を獲得しているビジネスであります。

当第3四半期会計期間における専門家ビジネスは、既存のセレクトショップ「All Aboutスタイルストア」に加え、11月にギフト商材を扱う専門ショッピングサイト「COCOMO」をオープンしました。また、「All Aboutプロファイル」ではユーザビリティ改善のためのサイト改良を行ってまいりました。しかし「All Aboutスタイルストア」で取り扱っている商品が嗜好性の高い商品であるため景況感の影響を強く受けた他、「All Aboutプロファイル」では出展者数及び専門家が提供するサービスの購入件数が当初予定より伸び悩み、厳しい状況となりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における専門家ビジネスの売上高は69百万円、セグメント利益は37百万円の損失となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期会計期間末に比べて24百万円減少し、2,797百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、16百万円の支出(前年同四半期は30百万円の支出)となりました。これは、主に税引前四半期純利益を127百万円計上したこと、非資金性収益の子会社清算益を88百万円計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8百万円の支出(前年同四半期は58百万円の支出)となりました。これは、主に有形固定資産の取得に25百万円支出したこと、無形固定資産の取得に34百万円支出したこと、及び子会社の清算により51百万円の収入があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、ありませんでした。(前年同四半期はありませんでした)

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題 当第3四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はあり ません。

(4) 研究開発活動 該当事項はありません。

第3【設備の状況】

- (1) 主要な設備の状況
 - 当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。
- (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、改修、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	451, 620		
計	451, 620		

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	134, 277	134, 277	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	134, 277	134, 277	_	_

⁽注) 「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使(旧商 法に基づき発行された新株予約権の権利行使を含む。)により増加した株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

① 平成16年6月29日定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1, 556
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)(注2)(注6)	3, 112
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)(注3)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成23年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注2)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満 の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要します。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとします。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとします
- ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日また は当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができる ものとします。

- ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えて はならないものとします。
- ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとします。
- ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができるものとします (ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします)。 なお以下の計算の結果、行使可能 な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。ただし、発行日以降、新株予約権 者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定め るところによるものとします。
 - (i) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとします。
 - (ii) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとします。
 - (iii) 平成20年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとします。
 - (iv) 平成20年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとします。
- 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとします。

6. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は5,640株(分割による調整後の数)でしたが、権利行使により1,048株(分割による調整後の数)、付与対象者の退職による権利喪失に伴い1,480株(分割による調整後の数)減じております。

② 平成16年9月14日臨時株主総会決議

区分 第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)			
新株予約権の数(個)	105		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)(注2)(注6)	210		
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)(注3)	50,000		
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月1日 至 平成23年10月31日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価額 50,000		
発行価格及び資本組入額(円) (注2)	資本組入額 25,000		
新株予約権の行使の条件	(注4)		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{分割・併合の比率}$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

- 4. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要します。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りではありません。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとします。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとします。
 - ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日また は当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができる ものとします。
 - ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えて はならないものとします。
 - ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとします。
 - ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができるものとします (ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします)。 なお以下の計算の結果、行使可能 な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。 ただし、発行日以降、新株予約権 者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定め るところによるものとします。
 - (i) 平成19年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとします。
 - (ii) 平成19年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとします。
 - (iii) 平成20年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとします。
 - (iv) 平成20年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとします。
- 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとします。

6. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は344株(分割による調整後の数)でしたが、権利行使により50株(分割による調整後の数)、付与対象者の退職による権利喪失に伴い84株(分割による調整後の数)減じております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は次の通りでございます。

③ 平成22年5月28日取締役会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	637
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	637
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48, 357
新株予約権の行使期間	自 平成24年 7月 1 日 至 平成27年 6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注2)	発行価額 48,357 資本組入額 24,179
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、あるいは従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了により退任した場合、そのほか正当な理由がある場合はこの限りではありません。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利割当日以降、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記のほか、割当日以降、当社が他社と合併する場合、分社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他 これらの場合に準じ、行使価額の調整をする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調 整するものとします。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は665株でしたが、付与対象者の退職による権利喪失に伴い28株減じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年10月1日~	_	134, 277	_	1, 169, 675	_	1, 412, 395
平成22年12月31日		134, 211		1, 109, 075		1, 412, 393

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 135	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 134,142	134, 142	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	134, 277	_	_
総株主の議決権	_	134, 142	_

②【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社オールアバウト	東京都渋谷区東1丁目26番 20号	135	_	135	0. 10
計	_	135	_	135	0. 10

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	76, 700	66, 000	54,000	44, 500	48, 900	38, 900	38, 850	35, 000	46, 500
最低 (円)	35, 150	44, 500	41, 100	40,000	32,000	30, 550	24, 300	23, 600	30, 700

⁽注)最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)におけるものであり、 それ以前は大阪証券取引所 JASDAQにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)については、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

(単位:千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2, 191, 902	2, 170, 097
受取手形	16, 598	1, 057
売掛金	426, 338	474, 075
有価証券	605, 187	604, 823
未成制作費	15, 226	11,813
前払費用	10, 979	9, 032
その他	10, 424	11, 176
貸倒引当金	△1, 537	△1,579
流動資産合計	3, 275, 120	3, 280, 496
固定資産		
有形固定資産		
建物	39, 341	31,830
減価償却累計額	△11, 310	$\triangle 2,498$
建物(純額)	28,030	29, 331
工具、器具及び備品	305, 747	283, 835
減価償却累計額	△224, 389	△209, 082
工具、器具及び備品(純額)	81, 358	74, 752
建設仮勘定	448	7, 001
有形固定資産合計	109, 837	111, 085
無形固定資産	100,001	111, 000
商標権	168	252
ソフトウエア	174, 455	86, 273
ソフトウエア仮勘定	8, 832	50, 167
その他	522	522
無形固定資産合計	183, 978	137, 216
投資その他の資産	100,010	101, 210
投資有価証券	36, 223	31, 123
関係会社株式		01, 120
破産更生債権等	17, 848	15, 437
長期前払費用	2, 116	1, 043
差入保証金	43, 967	43, 967
その他	25, 000	25, 000
貸倒引当金	△17, 848	$\triangle 15, 437$
投資その他の資産合計	107, 307	101, 134
固定資産合計		
	401, 123	349, 436
資産合計	3, 676, 244	3, 629, 932

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	73, 992	83, 441
未払金	10, 065	49, 874
未払費用	160, 125	242, 895
未払法人税等	6, 325	9, 820
未払消費税等	15, 052	_
前受金	25, 068	6, 099
預り金	15, 890	12, 479
賞与引当金	16, 770	40, 428
ポイント引当金	2, 405	2, 416
その他	16, 197	74, 972
流動負債合計	341, 893	522, 428
固定負債		
資産除去債務	11, 505	_
固定負債合計	11,505	_
負債合計	353, 398	522, 428
純資産の部		
株主資本		
資本金	1, 169, 675	1, 169, 625
資本剰余金	1, 824, 704	1, 824, 654
利益剰余金	329, 243	117, 403
自己株式	△4, 178	△4, 178
株主資本合計	3, 319, 444	3, 107, 504
新株予約権	3, 400	_
純資産合計	3, 322, 845	3, 107, 504
負債純資産合計	3, 676, 244	3, 629, 932
	-	

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	2, 684, 797	2, 487, 011
売上原価	442, 324	509, 181
売上総利益	2, 242, 473	1, 977, 830
販売費及び一般管理費	*1 2,067,950	^{*1} 1, 845, 172
営業利益	174, 523	132, 657
営業外収益		
受取利息	2,728	2, 479
その他	250	880
営業外収益合計	2, 979	3, 359
営業外費用		
その他	383	_
営業外費用合計	383	_
経常利益	177, 118	136, 016
特別利益		
貸倒引当金戻入額	_	62
子会社清算益		88, 336
特別利益合計	_	88, 398
特別損失		
固定資産除却損	7, 546	4, 588
減損損失	34, 748	743
事業構造改善費用	144, 219	_
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	3, 993
その他		400
特別損失合計	186, 515	9, 725
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△9, 396	214, 690
法人税、住民税及び事業税	3, 855	2,850
法人税等合計	3, 855	2, 850
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△13, 251	211, 840

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	948, 432	844, 962
売上原価	141, 156	170, 440
売上総利益	807, 276	674, 521
販売費及び一般管理費	^{*1} 637, 586	*1 631, 517
営業利益	169, 689	43, 004
営業外収益		
受取利息	811	730
その他	36	185
営業外収益合計	848	916
営業外費用		
その他	246	_
営業外費用合計	246	_
経常利益	170, 291	43, 920
特別利益		
子会社清算益		88, 336
特別利益合計	_	88, 336
特別損失		
固定資産除却損	5, 746	4, 554
その他	<u> </u>	400
特別損失合計	5, 746	4, 954
税引前四半期純利益	164, 545	127, 302
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
四半期純利益	163, 595	126, 352

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	$\triangle 9,396$	214, 690
減価償却費	52, 677	72, 566
新株予約権の増減額 (△は減少)	_	3, 400
減損損失	34, 748	743
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	3, 993
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2, 100	2, 368
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△27, 194	$\triangle 23,658$
ポイント引当金の増減額(△は減少)	589	△11
子会社清算損益(△は益)	_	△88, 336
受取利息	△2, 728	$\triangle 2,479$
固定資産除却損	7, 546	4, 588
売上債権の増減額(△は増加)	5, 849	29, 783
たな卸資産の増減額 (△は増加)	$\triangle 6,352$	△3, 412
仕入債務の増減額(△は減少)	$\triangle 32,560$	△9, 449
未払消費税等の増減額(△は減少)	△10,831	15, 052
その他の流動資産の増減額(△は増加)	2, 475	$\triangle 1,461$
未払費用の増減額(△は減少)	△35, 894	$\triangle 46,004$
その他の流動負債の増減額(△は減少)	$\triangle 13,632$	$\triangle 37,935$
その他の固定資産の増減額(△は増加)		$\triangle 1,450$
小計	△32, 602	132, 989
利息の受取額	2, 728	2, 479
法人税等の支払額	△ 6, 456	△5, 300
法人税等の還付額	2, 112	761
営業活動によるキャッシュ・フロー	△34, 217	130, 930
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△8, 400	△5, 100
有形固定資産の取得による支出	△51, 278	$\triangle 43,508$
無形固定資産の取得による支出	△60, 048	△111,825
差入保証金の回収による収入	2, 568	_
差入保証金の差入による支出	△43, 967	_
子会社の清算による収入		51, 572
投資活動によるキャッシュ・フロー	△161, 126	△108, 860
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		100
財務活動によるキャッシュ・フロー	_	100
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△195, 343	22, 169
現金及び現金同等物の期首残高	2, 735, 962	2, 774, 920
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 2,540,618	*1 2,797,090

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間
	(自 平成22年4月1日
	至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用
	第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基
	準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産
	除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適
	用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
	これにより、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利
	益が4,692千円減少し、税引前四半期純利益は8,686千円減
	少しております。また、当会計基準等の適用開始による資
	産除去債務の変動額は11,505千円であります。

【表示方法の変更】 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計 (自 平成21年4月 至 平成21年12月3	1 目	当第3四半期累計 (自 平成22年4月 至 平成22年12月	1 日
※1 販売費及び一般管理費のうちま 次のとおりであります。	主要な費目及び金額は	※1 販売費及び一般管理費のうち 次のとおりであります。	主要な費目及び金額は
給与手当	679,443 千円	給与手当	607,715 千円
賞与引当金繰入額	11, 134	賞与引当金繰入額	16, 770
貸倒引当金繰入額	2, 163	貸倒引当金繰入額	3, 588

前第3四半期会計 (自 平成21年10月 至 平成21年12月3	1 目	当第3四半期会計 (自 平成22年10月 至 平成22年12月3	1 日
※1 販売費及び一般管理費のうちま 次のとおりであります。	主要な費目及び金額は	※1 販売費及び一般管理費のうちま 次のとおりであります。	主要な費目及び金額は
給与手当	224,320 千円	給与手当	225,100 千円
賞与引当金繰入額	11, 134	賞与引当金繰入額	16,770
貸倒引当金繰入額	401	貸倒引当金繰入額	361

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (平成22年12月31日現在) (千円) (千円) 現金及び預金勘定 1, 935, 968 現金及び預金勘定 2, 191, 902 有価証券勘定 有価証券勘定 604, 650 605, 187 現金及び現金同等物 現金及び現金同等物 2, 540, 618 2, 797, 090 (注) 現金及び現金同等物とした「有価証券」は、全額 (注) 現金及び現金同等物とした「有価証券」は、全額 「MMF」であります。 「MMF」であります。

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 134,277株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 135株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる	新株予約権の目的となる株式の数	当第3四半期	
株式の種類	(株)	会計期間末残高(千円)	
普通株式	3, 959	3, 400	

- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はインターネット及び情報誌の発行を通してユーザーおよび読者に情報提供を行い広告収益を獲得する「広告ビジネス」と、インターネット上で物販や専門家マッチングサービスを行う「専門家ビジネス」の2つを報告セグメントとしております。

「広告ビジネス」では、インターネット総合情報サイト「All About」の運営及び金融情報誌「あるじゃん」の発行を通して各種情報やサービスの提供を行っております。「専門家ビジネス」では、オンラインショッピングサイト「All Aboutスタイルストア」及び「COCOMO」の運営、様々な分野の専門家と一般消費者を結びつけるマッチングサービス「All Aboutプロファイル」を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	広告ビジネス	専門家ビジネス	合計
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高又は振替高	2, 286, 583 —	200, 428 —	2, 487, 011 —
計	2, 286, 583	200, 428	2, 487, 011
セグメント利益又は損失(△)	706, 790	△97, 529	609, 260

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	広告ビジネス	専門家ビジネス	合計
売上高			
外部顧客への売上高	775, 671	69, 290	844, 962
セグメント間の内部売上高又は振替高	_	_	_
計	775, 671	69, 290	844, 962
セグメント利益又は損失(△)	237, 160	△37, 101	200, 059

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	609, 260
全社費用(※)	△476, 602
四半期損益計算書の営業利益	132, 657

(※) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計 全社費用 (※)	200, 059 △157, 055
四半期損益計算書の営業利益	43, 004

(※) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	24,745.75 円	1株当たり純資産額	23, 166. 47 円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △98.79円	1株当たり四半期純利益金額 1,579.24円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ	潜在株式調整後1株当たり四半期純利 1,579.02円
いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損	益金額
失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株あたり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額(△)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△13, 251	211, 840
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△) (千円)	△13, 251	211, 840
期中平均株式数(株)	134, 138	134, 140
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	_	_
普通株式増加数(株)	_	18
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	_	_
たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式		
で、前事業年度末から重要な変動があったものの概		
要		

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	1,219.61 円	1株当たり四半期純利益金額 941.93円
潜在株式調整後1株当たり	1 010 E1 III	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ
四半期純利益金額	1, 219. 54 円	いては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないた
		め記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	163, 595	126, 352
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益(千円)	163, 595	126, 352
期中平均株式数(株)	134, 138	134, 142
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)		_
普通株式増加数(株)	7	_
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	_	_
たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式		
で、前事業年度末から重要な変動があったものの概		
要		

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) 該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社オールアバウト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢磨 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウトの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

^{2.} 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社オールアバウト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢磨 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第19期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウトの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

^{2.} 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。